

(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業
環境影響評価方法書 (その 2) についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 10 月

合同会社八峰能代沖洋上風力

【目 次】

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	4
別紙 1	23
別紙 2	24
別紙 3	26
別紙 4	27
別紙 5	28

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年8月20日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙への掲載

令和3年8月20日（金）付の秋田魁新報（朝刊）、秋田北羽新報（朝刊）に公告を掲載した。（別紙1参照）

② 事業者のウェブサイトへの掲載

令和3年8月20日（金）から、事業者のウェブサイトにお知らせを掲載した。（別紙2参照）

③ 関係地方公共団体の広報・ウェブサイトへの掲載

以下の関係地方公共団体の広報にお知らせを掲載した。

- ・秋田県ウェブサイト（別紙3参照）
- ・能代市広報「広報のしろ」令和3年8月10日号（別紙4参照）
- ・八峰町広報「広報はっぼう」令和3年8月号（別紙4参照）

(3) 縦覧場所

① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・能代市役所 行政情報コーナー
- ・八峰町役場 企画財政課

② 事業者のウェブサイトへの掲載

- ・<http://www.jre.co.jp>（別紙2参照）

(4) 縦覧期間

① 縦覧期間

令和3年8月20日（金）から令和3年9月21日（火）まで
（関係自治体庁舎での縦覧は土曜日、日曜日、祝日を除く）

② 縦覧時間

関係自治体庁舎での縦覧可能時間は開庁時とした。なお、インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

総縦覧者数（縦覧者名簿に記載された数）は7名であり、各縦覧場所別の縦覧者数は下記の通りである。

- ・能代市役所：4名
- ・八峰町役場：3名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 八峰町

① 開催場所

八峰町文化交流センター ファガス

② 開催日時

令和3年9月3日（金）午後6:00から午後7:30まで

③ 来場者数

17名

(2) 能代市

① 開催場所

能代山本広域交流センター

② 開催日時

令和3年9月4日（土）午前10:30から正午まで

③ 来場者数

25名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書（別紙 5 参照）の提出を受付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 3 年 8 月 20 日（金）から令和 3 年 10 月 5 日（火）まで
（郵送の受付は、当日消印まで有効とした）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備えつけられた意見箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 4 通であった。

- ① 意見箱 : 0 通
- ② 郵送 : 4 通（県内 3 名、県外 3 名）

※4 通の意見書のうち、1 通が 3 者の連名（県内 1 名、県外 2 名）であった。

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 51 件であった。

「環境影響評価法」第 9 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下の通りである。

表 1 住民等からの意見の概要および事業者の見解

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1.	<p>1. 意見は要約しないこと。</p> <p>意見書の内容は、事業者（ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社）及び委託先（日本気象協会）の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>いただきましたご意見は要約せずに記載します。</p>
2.	<p>2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満の弱風時においてブレードが回転する機種か？</p>	<p>風力発電機機種は検討中で未定ですが、候補機種はいずれもカットイン風速 3.0m/s 以下でも回転します。</p>
3.	<p>3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できる機種か？</p>	<p>風力発電機機種は検討中で未定ですが、候補機種はいずれもカットイン風速を任意に設定する事は可能です。</p>
4.	<p>4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できる機種か？</p>	<p>風力発電機機種は検討中で未定ですが、候補機種はいずれも実行可能です。風車の停止はブレードフェザリングにより行いますが、遠隔監視・制御システムにより、特定時間、日時に停止・発電等の制御が可能です。</p>
5.	<p>5. コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測で保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をと</p>	<p>重要種に指定されているコウモリ及び指定されていないコウモリも含め、現地調査・予測・評価を実施した上で、必要に応じ、実行可能な環境保全措置を検討いたします。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	らずに殺すつもりか？	
6.	<p>6. バットストライクの予測は定量的に行うこと。</p> <p>事業者が行う「風況観測塔調査（自動録音バットディレクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://windbat.techfak.fau.de/index.shtml 等）。よって、バットストライクの予測は定量的に行うこと。</p>	<p>ご意見を踏まえ、専門家に相談しながら予測評価を検討します。</p>
7.	<p>7. 測線及び測点 5 分間の観測ではバットストライクの予測はできない</p> <p>コウモリの測線調査は、「春夏秋の 3 季に各 1 回（1 日／回程度）日没から夜間にかけて」「測線に沿っての観測と、測点での 5 分間の観測」を行うとある。しかし、これまで他の事業者が行った、同じ手法の調査結果をみると、取得できるデータ量が少ないため、バットストライクの予測には全く使えないのが明らかとなっている。せいぜい『海域のほうが陸域より音声の数が少ないので影響が少ない』といった『定性的予測結果』になるのが目に見えている。ちなみに、この『予測結果』は、20 年前のアセスで流行った『周りにいるから開発しても大丈夫』と全く同じ論法であり、『適切とは言えない』。</p>	<p>測線や観測の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、コウモリ類の専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることになります。</p>
8.	<p>8. 測線及び測点 5 分間の観測ではバットストライクの予測はできない 2</p> <p>コウモリの測線調査は、「春夏秋の 3 季に各 1 回（1 日／回程度）日没から夜間にかけて」「測線に沿っての観測と、測点での 5 分間の観測」を行うとある。しかし、これまで他の事業者が行った、同じ手法の調査結果をみると、取得できるデータ量が少ないため、バットストライクの予測には全く使えないのが明らかとなっている。</p> <p>よって、洋上においてはブイまたはプラットフォームを利用した長時間の自動録音を推奨する。仮に船舶を利用したいならば、毎月 1 回、風力発電機の設置予定位置にて、日没前から日の出前まで自動録音を実施すること（録音の際にノイズが入るので船のエンジンは停止すること）。</p>	<p>測線や観測の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、コウモリ類の専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることになります。</p>
9.	<p>9. 3 季各 15 日間の調査ではバットストライクの予測はできない</p>	<p>測線や観測の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、コウモリ類の専</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>既存図書※1によれば、洋上における自動録音調査は4月から12月までの連続した調査を要している。また、別の図書※2では、コウモリ類の専門家（大学准教授）が『気象条件によりばらつきがあるため、活動期（3月～12月）を通したモニタリングが必要である』とはっきりと述べている。</p> <p>しかし、事業者はわずか『春、夏、秋に各1回（15日間／回）の調査』で、『バットストライクの予測ができる』としたが、その科学的根拠（文献名）を述べよ。仮に「アドバイザーの助言」を根拠とする場合は、必ずそのアドバイザーから科学的根拠（文献名）を聞き、事業者見解に記載すること。</p> <p>※1 「北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）に係る環境評価準備書」（令和2年7月、ひびきウィンドエナジー株式会社）P387</p> <p>※2 「（仮称）佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」（令和2年7月 アカシア・リニューアブルズ株式会社、大阪ガス株式会社）P214</p>	<p>専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
10.	<p>10. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。仮に事業者が「コウモリ類の予測は定量的にできない」と考えている場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>測線や観測の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、コウモリ類の専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。審査の結果を踏まえたうえで、必要に応じて経済産業大臣に技術的な助言を求めることを検討します。</p>
11.	<p>11. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して平行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind</p>	<p>コウモリの環境保全措置事例のひとつとして認識しておりますが、その効果・実効性等を踏まえコウモリの専門家に相談し、実行可能な範囲内の対応について検討します。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	
12.	<p>12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中で「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>準備書において、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置について検討する計画です。</p>
13.	<p>13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは不適切2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。</p> <p>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』あるいは『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。<u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>準備書において、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置について検討する計画です。</p>
14.	<p>14. 「環境保全措置」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>「環境影響評価における生物多様性保全に関する参考事例集」（環境省、平成29年）によると、「回避」、「低減」及び「代償」に区分され、回避、低減を優先して検討することが求められています。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>「回避」、「低減」、「代償」は以下のように整理されています。</p> <p>【回避】 行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。【例】事業の中止、事業実施区域やルートの変更等による保全対象への影響の回避</p> <p>【低減】 低減には、「最小化」、「修正」、「軽減／消失」といった環境保全措置が含まれる。最小化とは、行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化すること、修正とは、影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復することにより影響を修正すること、軽減／消失とは、行為の実施期間中に環境の保護又は維持管理を行うことにより、影響を軽減又は消失させること。【例】工事工程の変更、施設構造の変更、防音壁の設置、改変場所の緑化等</p> <p>【代償】 損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出することなどにより、損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償すること。【例】保全対象の移植、新たな生息地の創出等（生物多様性オフセット）</p> <p>代償の方法の1つであり、損なわれる環境の「量」と「質」を評価し、それに見合う環境を創出すること。損なわれる環境を正味ゼロとすること（ノーネットロス）又は損なわれるもの以上の価値を生み出すこと（ネットゲイン）。【例】改変を受ける生息地と同等以上の質及</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>び面積の生息地を創出</p> <p>環境保全措置の実施基準については、予測評価の結果や専門家の意見を聞きながら、検討してまいります。</p>
15.	<p>15. 「事後調査」の定義について1</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」によれば、以下のように示されています。</p> <p>【事後調査】</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査。</p> <p>一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合</p> <p>二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合</p> <p>三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合</p> <p>四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合。</p> <p>事後調査の実施基準については、予測評価の結果や専門家の意見を聞きなが</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		ら、検討してまいります。
16.	<p>16. 「事後調査」の定義について2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p>	<p>環境保全措置は No. 14、事後調査は No. 15 に記載したものと理解しております。</p>
17.	<p>17. 事後調査は信用できない コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。洋上風発アセスの「漂着死骸調査」など信用に値しない。コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットディテクター調査に加え、サーモグラフィカメラを使用した調査を行うこと。</p>	<p>準備書において、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて事後調査について検討する計画です。この手法が適切であるか否かにつきましては、準備書段階において、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
18.	<p>18. 事後調査は信用できない2 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>準備書において、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて事後調査について検討する計画です。この手法が適切であるか否かにつきましては、準備書段階において、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
19.	<p>1. 当該海域における鳥類の生息状況 <u>ガン・ハクチョウ類について</u></p> <p>計画地の南側に位置する小友沼および八郎潟干拓地と八郎湖は重要野鳥生息地（IBA）であり、かつ、国際的に重要な水鳥の渡りの中継地として東アジア・オーストラリア地域 ni（EAAFP）参加地である。八郎潟および小友沼に飛来する亜種オオヒシクイ（天然記念物、準絶滅危惧種）、亜種ヒシクイ（天然記念物、絶滅危惧種Ⅱ類）、マガン（天然記念物、準絶滅危惧）、ハクガン（絶滅危惧ⅠA類）、シジュウカラガン（国内希少野生動植物種、絶滅危惧ⅠA類）等のガン類は渡りのピーク時には1日で20万羽（日本に飛来するガン類の約8割）が移動の際にこのエリアを経由しているとされている。</p> <p>ガン・ハクチョウ類が当該海域を渡ることは能代市在住の秋田県支部会員が日常的に目撃しているほか、同支部が2020年および2021年に行った能代市北側における春の渡り調査でも確認している（写真①②）。ガン・ハクチョウ類が洋上を渡るときの離岸距離については、新潟大学が2019年にレーザー距離計（SAFRAN VECTRONIX社製 Vector21AERO）を使用して由利本荘市で行った調査で最大6kmを記録しており^{注1） 図1）}、離岸距離1～4kmの本事業計画地は、この範囲内に入る。</p> <p>移動の際に計画地の洋上を利用する群れが一定数あり、計画地での風車建設はこの日本有数のガン・ハクチョウ類の渡り経路を大きく阻害する。</p> <p>マガンの長距離移動の際には、高さ100mの飛行高度に至るまでに3kmの水平距離が必要とされている^{注2）}。本事業計画の風車は海面からの高さが最大265.5mとはるかに高く、仮に小友沼を飛び立った場合、風車を飛び越えられる高さに達するには距離が足りない恐れがある。</p> <p>また、ガン・ハクチョウ類は、晴天時の日中だけでなく夜間や悪天候など視界不良時にも移動することが多いため、このような時には風車群を回避することが難しく、衝突の危険性が格段に高くなる。さらに、これらの鳥類は渡来期・渡去期だけではなく、越冬期にも気温や積雪状態によって他の中継地や越冬地との往復を何度も繰り返すことがあるため、風車が越冬地間の移動</p>	<p>ガン・ハクチョウ類に関する情報をありがとうございます。</p> <p>方法書に記載しました調査、予測及び評価の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p> <p>また、方法書の審査が終了した後、風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、説明会を開催することとなります。環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>阻害し、バードストライクの発生が増えることが懸念される。</p> <p>注1) 秋田県南部における秋季のハクチョウ類渡り状況 関島他 2019年(未発表)</p> <p>注2) 植田陸之・嶋田哲郎(2009年) 長距離移動するマガンの飛び立ち地点からの距離と飛行麻度との関係 Bird Research Vol. 5; S1 7-S22.</p>	
20.	<p>(1. 当該海域における鳥類の生息状況)</p> <p><u>カモ類について</u></p> <p>秋田県支部が年に一度行っている冬季ガンカモ調査および支部会員による日常観察において、計画地周辺の海岸、内陸の耕作および沼でヨシガモ、オカヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、シマアジ、トモエガモ(絶滅危惧Ⅱ類)、コガモ、オオホシハジロ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、ピロードキンクロ、クロガモ、ホオジロガモ、ヒメハジロ、ミコアイサ、カワアイサ、ウミアイサなどの多くのカモ類を確認している。</p> <p>これら淡水ガモを含むカモ類の一部は、渡りの際に洋上を利用することが支部会員によって確認されている。カモ類は渡る個体数が多く、また、休息のために飛行の途中で着水するなど、飛行高度を0m~200mの範囲で頻繁に変えることから、洋上風車の建設の影響を大きく受けることが予想されるため、カモ類の飛行状況を把握し、影響を回避する方法を考えるべきである。</p>	<p>カモ類に関する情報をありがとうございます。</p> <p>方法書に記載しました調査、予測及び評価の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p> <p>また、方法書の審査が終了した後、風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、説明会を開催することとなります。環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
21.	<p>(1. 当該海域における鳥類の生息状況)</p> <p><u>カモメ類について</u></p> <p>計画地に近い八峰町は県内有数のハタハタの産卵地で、それを餌とするカモメ類が多く集まる。冬季には岩館港をはじめとする八峰町の港から能代港にかけて時に大群を形成する。種としてはウミネコ、カモメ、ワシ</p>	<p>カモメ類に関する情報をありがとうございます。</p> <p>方法書に記載しました調査、予測及び評価の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切で</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>カモメ、シロカモメ、セグロカモメ、オオセグロカモメなどの他、ミツユビカモメが数千羽の単位で利用することがある。ミツユビカモメ等の外洋性のカモメ類は、冬の悪天候時に沿岸付近に休息に来ることがあり、暴風雪の日でも群れが洋上を飛翔する。カモメ類は沖合と沿岸を頻繁に往来するため、また、頻繁に飛翔する高度からみて、風車に衝突する可能性が高いことが危惧される。</p> <p>当該海域に飛来するカモメ類で大部分を占めるオオセグロカモメ、およびウミネコは近年、個体数の大幅な減少が報告されており^{注3)}、北海道では最近になり準絶滅危惧種に指定された。カモメ類は世界的にもバードストライクが発生しやすい種群であることが知られており^{注4)}、当該海域に風車が建設されれば採餌のための移動が阻害され、バードストライクが頻発する可能性がある。カモメ類は個体数が多いため生態系の機能や安定性に与える影響が大きいとされており、人為的影響は最小限に抑える必要がある。当該海域に洋上風車を建設することは、カモメ類にとって大きなリスクとなる。</p> <p>注3) Senzaki, M., Terui, A., Tomita, N., Sato, F., Fukuda, Y., Kataoka, Y., & Watanuki, Y. (2020). Long-term declines in common breeding seabirds in Japan. Bird Conservation International, 30(3), 434-446. doi:10.1017/S0959270919000352</p> <p>注4) (公財)日本野鳥の会(2020年)日本国内における風車によるバードストライクの事例数.</p>	<p>あるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p> <p>また、方法書の審査が終了した後、風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、説明会を開催することとなります。環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
22.	<p>(1. 当該海域における鳥類の生息状況) <u>その他の海鳥について</u></p> <p>計画地は、洋上風力発電施設の建設による生息地放棄が頻繁に確認されているアビ^{注5)}、オオミズナギドリをはじめ、ハシボソミズナギドリ、ハイロミズナギドリ、トウゾクカモメ、ハシブトウミガラス、ウミガラス(国内希少野生動植物種、絶滅危惧ⅠA類)、ウミスズメ(絶滅危惧ⅠA類)、カンムリウミスズメ(天然記念物、絶滅危惧Ⅱ類)、ウトウなど多くの海鳥の生息地・採餌地と重なっている(写真③④⑤⑥)。また、アジサ</p>	<p>その他の海鳥に関する情報をありがとうございます。</p> <p>方法書に記載しました調査、予測及び評価の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>シ類が渡りの時期に通過するのも目撃されている。最近、クロアシアホウドリ、アホウドリ（国内希少野生動物種、絶滅危惧Ⅱ類）の当該海域での生息が明らかになったほか、山形県の御積島でカンムリウミスズメの繁殖の可能性があり調査が行われている。これらの鳥も計画地を利用する可能性が高い。</p> <p>アホウドリ類、ミズナギドリ類は、ダイナミックソアリングにより長距離を飛ぶことができるが、急な進路変更が不得意であり、風車のブレードを避けることは困難である。急な方向転換が難しい種や悪天候時に洋上を飛翔する種については、特に配慮が必要である。</p> <p>注5）（公財）日本野鳥の会（2020年）日本国内における風車によるバードストライクの事例数。日本野鳥の会HP https://www.wbsj.org/nature/hogo/others/fuuryoku/example_birdstrike20200311.pdf</p>	<p>また、方法書の審査が終了した後、風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、説明会を開催することになります。環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
23.	<p>(1. 当該海域における鳥類の生息状況) <u>ミサゴについて</u></p> <p>当該海域の沿岸部は環境省レッドリストで準絶滅危惧種に指定されているミサゴの繁殖地となっており、当該海域は重要な採餌場所となっている。日本でもすでに多数のミサゴがバードストライクに遭っており^{注6)}、県内でも由利本荘市内沿岸で1件、風車による衝突例がある（2018年）（写真⑦）。ミサゴは沖合数キロメートルまで飛ぶことが県内の漁業関係者によって確認されており、計画地まで飛翔する可能性は十分にあり、風車の存在は繁殖期の採餌行動を阻害する可能性が高い。</p> <p>また、計画地付近は繁殖地であるだけでなく、渡りの際に通過している。ミサゴは冬に越冬地に移動し、春に繁殖地に戻るが、2018年4月には北海道の積丹半島で標識された2013年生まれの個体が計画地の南に位置する船越海岸において支部会員により確認された。この個体は2019年に北海道積丹半島で繁殖していることが確認されたため、船越海岸は渡りの途中に立ち寄ったものと推測される。計画地はこのようなミサゴの移動経路上にあり、風車が建設されればミサゴの繁殖地と越冬地間の移動を阻害する恐れがある。</p>	<p>ミサゴに関する情報をありがとうございます。</p> <p>方法書に記載しました調査、予測及び評価の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p> <p>また、方法書の審査が終了した後、風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、説明会を開催することになります。環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれ</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>注 6)Stefan Heinanen, Ramonas Zydalis, Birgit Kleinschmidt, Monika Dorsch, Claudia Burger, Julius Morkonas, Petra Quillfeldt, Georg Nehls (2020) Satellite telemetry and digital aerial surveys show strong displacement of red-throated divers (<i>Gavia stellata</i>) from offshore wind farms. Marine Environmental Research, Volume 160, 104989, ISSN 0141-1136.</p>	<p>れにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
24.	<p>(1. 当該海域における鳥類の生息状況) <u>ハヤブサについて</u></p> <p>当該海域の沿岸部は、種の保存法で国内希少野生動物種に、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているハヤブサの繁殖地になっており、当該海域は重要な採餌場所となっている。特にハヤブサは洋上を渡る小鳥類を頻繁に狙うことが知られているが、捕食に集中することで風車の存在に気づくことができず、バードストライクに遭う可能性があり、風車の建設はハヤブサに影響を及ぼす恐れがある。</p>	<p>ハヤブサに関する情報をありがとうございます。</p> <p>方法書に記載しました調査、予測及び評価の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p> <p>また、方法書の審査が終了した後、風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、説明会を開催することとなります。環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
25.	<p>(1. 当該海域における鳥類の生息状況) <u>シギ・チドリ類について</u></p> <p>計画地近隣の海岸および内陸部の湖沼や耕作地では、ミヤコドリ、コチドリ、イカルチドリ、シロチドリ（絶滅危惧Ⅱ類）、ムナグロ、ダイゼン、ケリ、タゲリ、</p>	<p>シギ・チドリに関する情報をありがとうございます。</p> <p>方法書に記載しました調査、予測及び評価の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、専門家へヒアリングを行</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>キョウジョシギ、トウネン、ヒバリシギ、ハマシギ（準絶滅危惧）、オバシギ、ミュビシギ、ヘラシギ（国内希少野生動植物種、絶滅危惧ⅠA類）、キリアイ、エリマキシギ、ツルシギ（絶滅危惧Ⅱ類）、アカアシシギ（絶滅危惧Ⅱ類）、アオアシシギ、クサシギ、キアシシギ、ソリハシシギ、オグロシギ、オオソリハシシギ（絶滅危惧Ⅱ類）、ダイシャクシギ、ホウロクシギ（絶滅危惧Ⅱ類）、チュウシャクシギ、ヤマシギ、オオジシギ（準絶滅危惧）、イソシギなど希少種を含む多くのシギ・チドリ類が確認されている。それらの鳥が渡りの際に計画地を利用する可能性がある。チドリ目のうちアカエリヒレアシシギおよびオオソリハシシギは、春の渡り時期に大群で沿岸、洋上を渡ることが知られているが、海上を渡る途中、悪天候により沿岸域に避難した時などに影響が出る可能性がある。</p>	<p>い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p> <p>また、方法書の審査が終了した後、風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、説明会を開催することとなります。環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
26.	<p>(1. 当該海域における鳥類の生息状況) アオバトについて</p> <p>計画地に隣接する八峰町の岩館海岸や男鹿市の船越海岸などでは、秋田県レッドリスト 2013 で準絶滅危惧に指定されているアオバトが春から秋にかけて海水を飲みに飛来することが支部会員によって確認されている。また、前述のハヤブサもこれを狙って出現することがある。計画地でもこれらの貴重な鳥類が飛来し、バードストライクが発生する可能性がある。</p>	<p>アオバトに関する情報をありがとうございます。</p> <p>方法書に記載しました調査、予測及び評価の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p> <p>また、方法書の審査が終了した後、風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
		<p>説明会を開催することになります。環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることになります。</p>
27.	<p>(1. 当該海域における鳥類の生息状況) <u>その他の重要種・希少種について</u> そのほかにも計画地周辺の沿岸・内陸では、クロサギ、クロツラヘラサギ（絶滅危惧ⅠB類）、タンチョウ（特別天然記念物、絶滅危惧Ⅱ類）、ナベヅル（絶滅危惧Ⅱ類）、マナヅル（絶滅危惧Ⅱ類）、ムラサキサギ、コウノトリ（国内希少野生動植物種、特別天然記念物、絶滅危惧ⅠA類）、オジロワシ（国内希少野生動植物種、天然記念物、絶滅危惧Ⅱ類）等の希少種や稀な鳥類がこれまでに支部会員によって確認されている。当該海域はこれら重要種・希少種の飛行ルートになっている可能性がある。</p>	<p>その他の鳥類の重要種・希少種に関する情報をありがとうございます。</p> <p>方法書に記載しました調査、予測及び評価の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることになります。</p> <p>また、方法書の審査が終了した後、風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、説明会を開催することになります。環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることになります。</p>
28.	<p>(1. 当該海域における鳥類の生息状況) <u>ヒヨドリ等海上を渡る小鳥類について</u> 小鳥類も渡りの際に洋上を利用するが、その際の離岸距離は大きい場合があり、本支部会員が離岸距離 10 km の飛鳥航路上で、北に向かうヒヨドリの大群を確認している（写真⑧）例があることから、計画地の離岸距</p>	<p>ヒヨドリ等、海上を渡る小鳥に関する情報をありがとうございます。</p> <p>方法書に記載しました調査、予測及び評価の方法については、先行事例等を踏まえて検討し、専門家へヒアリングを行い選定しております。この手法が適切で</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>離 1km～4km は小鳥類が十分に通る可能性がある。 また、小鳥類は夜間渡ることが多く群れで移動するため、風車の存在はバードストライクなどの重大な影響を与える可能性がある。</p>	<p>あるか否かにつきましては、今後、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p> <p>また、方法書の審査が終了した後、風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、説明会を開催することとなります。環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
29.	<p>2. 方法書調査について <u>調査の日数について</u></p> <p>方法書6・52(404)に記載されている専門家B氏の指摘のように調査日数が圧倒的に少ない。渡りの時期や越冬状況はその年の気象状況によって変わるため、実態をつかむのはとても困難であり、対応するにはある程度の調査日数が必要である。ガン・ハクチョウ類に関してだけでも 9 月から始まる渡来期から渡去のピークが過ぎる 3 月下旬までの間は記載日数の 2 倍程度の定点調査日を設けるべきであると考え。調査日は風上・風下の中継地・越冬地やねぐらである小友沼、八郎潟の情報を詳細に集め、臨機応変に設定するべきである。また、計画地の洋上を利用するかどうかは風向きや天候など諸条件が組み合わさって決定されるため、限られた調査日でカウントが少なかったとしてもガン・ハクチョウ類がそのエリアを利用しないことを証明するものではないことは認識しておくべきである。</p>	<p>調査目的は、対象事業区域周辺における鳥類相・利用状況・飛翔高度・渡り鳥の移動経路等を把握することであり、文献調査等の結果も活用し、当該地域の鳥類の状況を把握できるよう努めます。なお、この手法が適切であるか否かにつきましては、今後、当該方法書段階において、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
30.	<p>(2. 方法書調査について) <u>鳥種ごとの調査日の設定</u></p>	<p>スポットセンサス調査で四季に加え、繁殖期調査を行うことで、当該地域の鳥</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>鳥種によって飛び方や出現の仕方が異なるため、カモ類、猛禽類など鳥種ごとに調査日を設定することが望ましい。</p>	<p>類を把握します。レーダー調査が、ガン類・ハクチョウ類を対象とした調査となっています。</p>
31.	<p>(2. 方法書調査について) <u>調査地点について</u> 観察場所が標高の低い海岸部にしか設定されていない点が問題である。標高が低いと遠くまで見通せない恐れがある。距離は少し離れるが内陸の高台の方が遠くまで見渡せる可能性があるため、方法書記載の定点に加えて補助的な定点を内陸高台にも設けるべきである。</p>	<p>対象事業実施区域を中心に観察を行うことを目的に、海岸部に調査地点を配置しています。ガン類、ハクチョウ類の確認を目的としたレーダー調査時には小友沼周辺も確認できるよう、定点を配置します。</p>
32.	<p>3. 予測評価と環境保全措置について <u>累和的影響について</u> 計画地の南に建設中の能代港風力発電施設は稼働により米代川河口付近から内陸の小友沼に入るガン・ハクチョウ類の経路を阻害する可能性が高い。このうえさらに貴社事業の風車が計画地に建設されれば海上から小友沼に入る経路はほとんど遮断されることになる。貴社はこれを回避する措置を用意するべきである。本事業の沿岸内陸側には(仮称)能代山本広域風力発電が計画中で準備書が終了している。これが計画通り建設されれば沿岸内陸側の飛翔経路が阻害され、回避のために洋上を飛ぶ頻度が増える可能性がある。この点を考慮に入れず貴社事業を実行した場合、日本有数のガン・ハクチョウ類の飛来地であるこの地域の内陸・沿岸・洋上における飛翔ルートがすべて塞がれることになる。このことを踏まえて貴社事業の設置位概・本数などを考えるべきである。</p>	<p>既設および計画中の風力発電機との複合的または累積的な影響については、他事業の諸元情報を実行可能な範囲内で入手するよう努め、調査、予測及び評価を行い、準備書に記載します。</p>
33.	<p>(3. 予測評価と環境保全措置について) <u>具体的な保全措置を明記すること</u> 影響が予測されたときに、どのような保全措置を取るのかを具体的に示すべきである。また、楽観的な予測を立てて強引に風車を建設した結果、鳥類をはじめとする生態系に大きな影響が出た場合、どのような事後対策をとるのかについてもあらかじめ計画し、明記すべきである。秋田県内でも屈指の重要区域に隣接する計画地で事業を計画するのであれば、この区域の自然環境を損なわないことに責任を持っていただきたい。</p>	<p>予測及び評価を実施した上で、必要に応じ、実施可能な範囲で具体的な環境保全措置及び事後調査を検討し、準備書に掲載いたします。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
34.	<p>(3. 予測評価と環境保全措置について) <u>打設音・稼働音による影響を評価すること</u></p> <p>秋田港・能代港において先行する洋上風力発電事業の打設工事が始まっているが、打設音が魚を遠ざけていることが一般市民による測定で確認されている。貴社が設置予定の風車はこの風車よりも規模が大きいため、秋田港や能代港の事業よりも大きな影響が出ることが予測される。魚群の動きの変化は魚食性鳥類の分布にも影野を与える可能性が高いため、実際にどのくらいの音が出るかシミュレーションを行い、それが魚群の動きや分布に与える影響を予測し評価すべきである。また、建設後のブレードの回転や機械音の発生に伴う騒音について、洋上風車では海中の広域範囲に影響を及ぼし、魚群に不測の影態を与える可能性があるため、この点も含めた予測、評価、回避対策をすべきである。</p>	<p>工事中の打設音や風車の稼働による水中音のシミュレーションを実施し、魚類への影響について予測評価を行う計画です。</p>
35.	<p>(3. 予測評価と環境保全措置について) <u>潮流の変化による影響を評価すること</u></p> <p>欧州の先行地域では洋上風車が建った後に海底の砂の流れが変わり、以前には存在しなかった砂州ができたという^{注7)}。砂の流れが変わることにより、底生植物や動物に影響が出た場合、それを餌とする鳥類にも影響が出ることになる。このような先行事例を踏まえ、潮流の変化が生態系に与える影響を評価すべきである。</p> <p>注 7) Centre for Environment Fisheries and Aquaculture Science (CEFAS) (2006) Scroby Sands Offshore Wind Farm- Coastal Processes Monitoring (Report No. AE0262).</p>	<p>風車が存在することによる海底地形や汀線の変化について、シミュレーションを実施する計画です。</p>
36.	<p>(3. 予測評価と環境保全措置について) <u>バードストライクの確認方法および回避策</u></p> <p>洋上でのバードストライクの把握は現状では困難であるため、稼働後の鳥への影響を把握しにくい。センサーやレーダー等最新の技術を駆使してこれを正確に検知する方法を確立することを求める。同時に鳥が近づいた時には稼働を停止するような仕組みも早急に開発していただきたい。</p>	<p>予測及び評価を実施した上で、必要に応じ、実施可能な範囲で具体的な環境保全措置や事後調査を検討いたします。技術の開発や手法の確立につきましては、最新の情報を得るように努めます。</p>
37.	<p>4. 協議会の設置について 上記で述べた調査の結果から得られたデータを地元</p>	<p>風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>団体や鳥類保護関係者および鳥類や風力発電の専門家等と共有し、風車の設置位置を決定するための公開の協議会を設けることを求める。</p>	<p>専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、住民説明会でもご説明いたします。</p> <p>環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
38.	<p>5. この意見は概要ではなく原文を記載すること</p> <p>配慮書に対して提出された住民意見は、概要としてまとめられたうえで方法書に記載されるが、今回の意見書に記載されている意見は概要としてまとめることなく、原文のまま掲載することを希望する。また、添付資料も意見の一部として掲載することを求める。</p>	<p>いただいた意見は要約せずに記載し、添付資料も掲載します。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
39.	<p><鳥類の調査に対する意見></p> <p>貴社にお尋ねしたところ、2018年に公告された第1回目の方法書の時に行った調査の内容を準備書作成にそのまま使うということですが、これには問題があると考えます。今回の事業変更後の内容に合わせて改めて1サイクル調査をやり直すべきです。そもそも鳥類の渡りの状況は天候の違いにより年毎に変わるので、複数年調査をしないと実態を把握できたとはいえません。前回方法書調査は参考データとして使いつつ、最新のデータを取るべきです。</p>	<p>前回縦覧している方法書から調査方法等については再検討しており、例として鳥類レーダー調査地点、レーダー調査時の定点調査地点については1地点ずつ追加しています。新たな手法が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
40.	<p><鳥類の調査に対する意見></p> <p>今回新しく調査を行うにしても方法書に記載されている調査日数では不足があると考えます。渡りのピークを捉えるのは難しく、とてもこの調査日数でそれが可能と思えません。ガンについていえば、春の渡り時期は秋に比べて北の積雪状況や八郎潟・小友沼への飛来状況を調べることによって予測がつきやすいですが、それでも日によって飛翔する数には大きな違いがあります。渡りの実態をつかむためには2月中旬から1か月ほど毎日見るくらいしてちょうど良いくらいです。それが無理でも現在記載されている日数より大幅に増やすべきです。</p>	<p>調査目的は、対象事業区域周辺における鳥類相・利用状況・飛翔高度・渡り鳥の移動経路等を把握することであり、文献調査等の結果も活用し、当該地域の鳥類の状況を把握できるよう努めます。ガン類、ハクチョウ類の渡りの時期は、小友沼で計数されるガン類等の数を参考にす等、時期を逃さないように努めます。なお、この手法が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>
41.	<p><鳥類の調査に対する意見></p> <p>ガン・ハクチョウが渡るときに他の鳥を同時に見ることは困難です。猛禽類・小鳥など、鳥の種類ごとに調査を設定すべきです。</p>	<p>現地調査では複数の調査員を配置し、無線や携帯電話で連絡を取りながら観察を行う等、鳥類を見逃さないように努めます。</p>
42.	<p><鳥類の調査に対する意見></p> <p>調査地点が海岸のみとなっていることが気になります。ガン・ハクチョウが洋上から内陸に入ってくる、あるいは内陸から洋上に出る様子は内陸高台にいたほうが良く見える場合があります。市内東雲台地のどこかに観察ポイントを追加で設けることをお願いします。</p>	<p>対象事業実施区域を中心に観察を行うことを目的に、海岸部に調査地点を配置しています。ガン類、ハクチョウ類の確認を目的としたレーダー調査時には小友沼周辺も確認できるよう、定点を配置します。</p>
43.	<p><鳥類の調査に対する意見></p> <p>飛翔高度や離岸距離を正確に把握するために、調査時にはこれらを測れる測距双眼鏡を利用すべきです。</p>	<p>測距双眼鏡の利用については、利用することのメリット、デメリット等勘案し、検討します。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
44.	<p><予測評価に対する意見></p> <p>計画変更後に採用される風車はローター直径 236m、高さ最大 265m と巨大化しており、鳥類の飛翔高度と重なる範囲が大幅に増えます。これまで採用されてきた衝突確率の公式では正確な予測はできないのではないのでしょうか。</p>	<p>衝突確率の計算では、今後決定する風車の諸元を反映して行います。予測及び評価を実施した上で、必要に応じ、実施可能な範囲で具体的な環境保全措置や事後調査を検討いたします。</p>
45.	<p><予測評価に対する意見></p> <p>高度 200m 以上はガン・ハクチョウ類にとっても高高度であり、風車を回避するためにより多くのエネルギーが必要となりますし、小友沼へ出入りする時は飛行高度を下げるため、立ちはだかる風車が大きな阻害要因となります。また、ローター直径が大きくなって海面からの距離も縮小していることから、低い高度を飛ぶことが多いとされる海鳥や渡りの時に水面によく降りるカモ類が衝突するリスクが高くなることが懸念されます。そのあたりを踏まえた予測評価をするべきです。</p>	<p>衝突確率の計算では、今後決定する風車の諸元を反映して行います。予測及び評価を実施した上で、必要に応じ、実施可能な範囲で具体的な環境保全措置や事後調査を検討いたします。</p>
46.	<p><予測評価に対する意見></p> <p>洋上を飛ぶ鳥の飛翔高度は風速によって変化するため、船舶が出せるような天候時での飛翔高度だけで判断することは危険です。海鳥の存在が確認されたらバードストライクの危険性はあるものと認識するべきで、予測評価は保守的に行うことを希望します。</p>	<p>準備書段階において専門家の意見を聴取し、それを踏まえた予測評価結果を準備書に掲載しますが、不確実性を伴うことを踏まえ、必要に応じて実施可能な範囲で具体的な保全措置や事後調査を検討いたします。</p>
47.	<p><予測評価に対する意見></p> <p>予測評価の結果、鳥類をはじめとする生態系に影響があることが疑われた場合は有効な緩和措置・軽減策を具体的に示すべきです。</p>	<p>予測及び評価を実施した上で、必要に応じ、実施可能な範囲で具体的な環境保全措置や事後調査を検討いたします。</p>
48.	<p><事業全体への意見></p> <p>今回方法書で示された変更案は前回方法書時と比べて風車が格段に大型になっていること、設置本数も増えていること、専有面積の幅も大きくなっていることなどから鳥類をはじめとする環境への影響が大幅に増大することが懸念されます。これまでよく見られた事業変更例では風車の大型化に伴って設置本数を減らすことが通常でしたが、本事業は事業規模自体を倍増し、風車の本数も増やす計画であることに驚きを感じます。</p> <p>貴社説明ではコストダウンを図る必要から総出力を 10%以上増やす必要があるとのことですが、実際には 18</p>	<p>本事業の規模拡大は、2020 年に先行して再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定された海域における国の施策を踏まえ、当該海域の有効利用を図り、2050 年カーボンニュートラル実現及び再エネ電源に対する国民負担低減に沿った計画とすべく検討し、2021 年 1 月から導入開始された「ノンファーム型接続」により系統容量を追加確保した結果です。</p> <p>本海域の事業規模については、再エネ海域利用法に基づく「秋田県八峰町能代</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>万 kW から 36 万 kW と 100%増の事業拡大となっています。貴社の利益が最優先で自然環境や近隣住民への負担はいつでもいいのでしょうか。</p> <p>環境への負担を増大させなければ事業の採算が取れないのであれば、事業を断念すべきです。変更案はあくまで環境への負担を減らす目的で行われるものであるべきです。</p>	<p>市沖海域における協議会」の第3回(2021年6月29日開催)において、本区域の想定出力量を36万kW程度に拡大することが国により示されております。</p> <p>また、風車の本数は、前回は22～45基で検討しておりましたが、風車メーカーが供給する風車機種的大型化を受けて19～25基を想定しております。</p> <p>規模の拡大を受けて、方法書を再度実施することにより、規模に応じた適切な環境影響評価を実施してまいります。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
49.	<p>(1)環境影響評価配慮書からのやり直し</p> <p>この度、以前の計画を変更して、発電装置の大型化と総電力量の増大を企画されているようですが、これは軽微な仕様変更には当たらず、新規事業として配慮書段階からやり直すべきと思います。そうでないと、今後小規模で計画を申請しておき、途中で規模拡大する方法が認められることになり、環境影響評価自体が無効化されてしまいます。配慮書段階からやり直すことは住民にとっては意見を述べる機会が増えることを意味します。新規事業ともいえる内容でいきなり方法書というのは建設前提の意見しか言えず、住民にとって不利益しかありません。</p>	<p>環境影響評価法第 28 条では、事業の目的及び内容を修正しようとする場合には、方法書の段階まで戻って手続を最初からやり直すことを原則としていますが、一方で、環境影響評価法施行令第 13 条及び第 17 条で定める一定の範囲の修正又は変更については、環境影響評価その他の手続を再び経ることを要しないこととされています。これに記載されている軽微な修正の考え方は「発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省 令和 2 年）に示されており、軽微な変更等の考え方として、風力発電所の場合、発電所の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。とされているなか、当事業では 10 パーセント以上の増加が見込まれるため、方法書の段階まで戻って手続きをやり直す事としました。</p>
50.	<p>(2)風車の大型化について</p> <p>今回風車を大型化していますが、最大出力は増えたとしてもその分瞬時瞬時の電力量の時間変動が大きくなり、電力系統の停電リスクが増すと思われます。またこの海域は、冬は強風に恵まれますが、夏の風況は不足していることが問題になっています。これらの変動リスクを低減するためには、系統内でバックアップするための火力発電量は減らずどころか場合によっては増やす必要があり、規模拡大により発電量を見かけ上増やしても CO2 削減に貢献するとは言えません。規模の拡大化や風車の大型化は貴社の事業収入を増やすことに寄与するだけで、住民や地球環境に貢献することにはなりません。</p>	<p>再エネ海域利用法に基づく協議会を経て決定された促進区域を対象事業実施区域として設定しており、本事業は 2050 年カーボンニュートラル実現及び再エネ電源に対する国民負担低減に貢献できるものと考えております。</p> <p>再エネ海域利用法に基づく協議会が開催され、国・有識者・地元関係者の代表者等が洋上風力事業を進めるうえでの配慮・要望事項等について協議しております。本事業ではそこで出された要望を最大限配慮して、地域の皆様への継続的な協議を行いながら共存共栄できる事業を目指していきたいと考えております。</p>
51.	<p>(3)本事業の意味</p> <p>本事業計画地は、世界遺産や生物多様性のある海域の近隣にあり、それ自体が地球環境の保全に貢献している場所です。そこを土地改変して大規模風力発電設備を建てることは得られるメリットよりデメリットの</p>	<p>方法書の審査が終了した後、風車の機種・配置等を含めた事業計画、現地調査結果、及びこれらを踏まえ、専門家の助言を受けた予測評価結果を掲載した準備書を作成いたします。予測評価結果等</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
	<p>方が多くなり本末転倒だと思います。環境影響評価の結果、影響が大きいことが分かった場合には事業の全面撤退も視野に入れていただきたい。</p>	<p>によっては、必要に応じて環境保全措置や事後調査についても検討し、準備書に記載し、方法書と同様に縦覧し、説明会を開催することになります。環境影響の回避・低減の観点から、事業計画や予測評価結果等の内容が適切であるか否かにつきましては、県及び国それぞれにおける、各種専門家で構成される審査会により客観的な審査を受けることとなります。</p>

No. 19 提出意見の添付資料（図1）

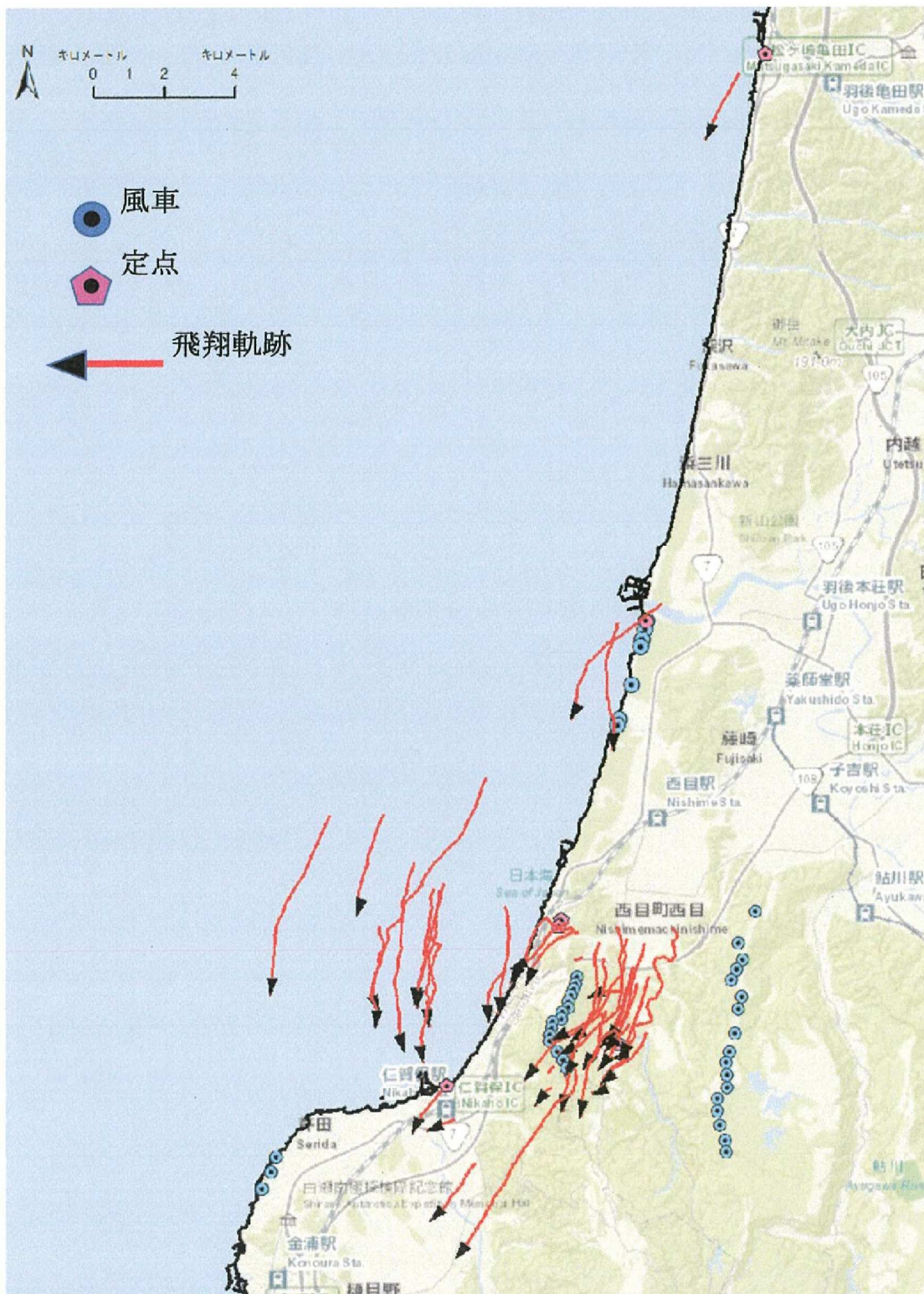


図1. 2019年10月17日～23日 新潟大学によるレーザー距離計を用いた調査「秋田県南部における秋季のハクチョウ類渡り状況 関島他 2019年（未発表）」より

No. 19 提出意見の添付資料（写真①、②）

<参考写真>



写真① 2020年3月7日 海岸沿いの八峰風力発電所奥の洋上をガンの群が飛んでいる



写真② 写真①の拡大図

No. 22 提出意見の添付資料（写真③～⑥）

No. 23 提出意見の添付資料（写真⑦）

No. 28 提出意見の添付資料（写真⑧）



写真③ ハシボソミズナギドリの群 能代市沖



写真④ オオミズナギドリ 能代市沖



写真⑤ ハイイロミズナギドリ 能代市沖



写真⑥ カンムリウミスズメとウミスズメの群 能代市沖



写真⑦ 2018年4月ミサゴ 由利本荘市



写真⑧ 飛島航路洋上のヒヨドリの群

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を開催いたします。

一、事業者の名称／合同会社八峰能代沖洋上風力
代表者の氏名／代表社員ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 職務執行者 中川隆久
事務所の所在地／東京都港区六本木六丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称／(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業
種類／風力(洋上)
規模／発電所出力 最大約36万キロワット

三、対象事業実施区域／秋田県能代市沖合及び山本郡八峰町沖合

四、縦覧の場所・時間／八峰町役場 企画財政課
能代市役所 行政情報コーナー
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <http://ire.co.jp>
期間／令和三年八月二十日(金) から九月二十一日(火)まで

五、説明会の場所／日時
八峰町文化交流センター「ファガス」
令和三年九月三日(金) 午後6時から7時30分まで
能代山本広域交流センター
令和三年九月四日(土) 午前10時30分から12時まで
※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、延期または中止の可能性ががあります。

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に、住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備えておきます意見書箱にご投函くださるか、令和三年十月五日(火)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)

七、問い合わせ先／ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 洋上風力開発本部 洋上風力開発第3部
(担当) 岩澤・馬場
〒106-0032 東京都港区六本木六丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階
電話03(6455)4900(代表)
土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

秋田魁新報 (令和3年8月20日 朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を開催いたします。

一、事業者の名称／合同会社八峰能代沖洋上風力
代表者の氏名／代表社員ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 職務執行者 中川隆久
事務所の所在地／東京都港区六本木六丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称／(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業
種類／風力(洋上)
規模／発電所出力 最大約36万キロワット

三、対象事業実施区域／秋田県能代市沖合及び山本郡八峰町沖合

四、縦覧の場所・時間／八峰町役場 企画財政課
能代市役所 行政情報コーナー
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <http://ire.co.jp>
期間／令和三年八月二十日(金) から九月二十一日(火)まで

五、説明会の場所／日時
八峰町文化交流センター「ファガス」
令和三年九月三日(金) 午後6時から7時30分まで
能代山本広域交流センター
令和三年九月四日(土) 午前10時30分から12時まで
※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、延期または中止の可能性ががあります。

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に、住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備えておきます意見書箱にご投函くださるか、令和三年十月五日(火)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)

七、問い合わせ先／ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 洋上風力開発本部 洋上風力開発第3部
(担当) 岩澤・馬場
〒106-0032 東京都港区六本木六丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階
電話03(6455)4900(代表)
土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

秋田北羽新報 (令和3年8月20日 朝刊)

2021年8月20日環境アセスメント

「（仮称）八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書（その2）」の電子縦覧について

合同会社八峰能代沖洋上風力は、環境影響評価法に基づき、「（仮称）八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書（その2）」（以下、「方法書」）を令和3年8月19日付で経済産業大臣に届け出るとともに、秋田県知事、能代市長、及び八峰町長に送付しました。

方法書について、下記の要領にて縦覧し、説明会を開催します。

- 方法書の縦覧について
- 意見書の提出について
- 説明会の開催について
- お問い合わせ先

方法書の縦覧について

縦覧場所・時間

施設名

縦覧時間

https://www.jre.co.jp/news/2021happo-noshiro_houhousho.php

1/10

能代市役所行政情報コーナー 午前8時30分～午後5時15分
(市役所閉庁日を除く)

八峰町役場企画財政課 午前8時30分～午後5時15分
(役場閉庁日を除く)

施設名

能代市役所行政情報コーナー

縦覧時間

午前8時30分～午後5時15分
(市役所閉庁日を除く)

施設名

八峰町役場 企画財政課

縦覧時間

午前8時30分～午後5時15分
(役場閉庁日を除く)

縦覧場所・時間

令和3年8月20日(金)～令和3年9月21日(火)
(土・日・祝祭日を除く開庁時)

インターネットによる縦覧

方法書は令和3年9月21日(火)まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。


※ブラウザは、Chrome、Edge/Internet Explorer 11、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。

※Internet Explorer 10は対象外です。


- 方法書
- 表紙目次

 [詳細はこちら](#)


- はじめに

 [詳細はこちら](#)

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

 [詳細はこちら](#)


- 第2章 対象事業の目的及び内容

 [詳細はこちら](#)


- 2.1 対象事業の目的

 [詳細はこちら](#)


- 2.2 対象事業の内容

 [詳細はこちら](#)

- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

 [詳細はこちら](#)


- 3.1 自然的状況

 [詳細はこちら](#)

- 3.2 社会的状況

 [詳細はこちら](#)

- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

 [詳細はこちら](#)

- 4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

 [詳細はこちら](#)

- 4.2 調査、予測及び評価の手法の選定

 [詳細はこちら](#)


- 4.3 調査、予測及び評価の結果

 [詳細はこちら](#)

- 4.4 総合的な評価

 [詳細はこちら](#)

- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

 [詳細はこちら](#)

- 5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

 [詳細はこちら](#)

- 5.2 経済産業大臣の意見及び事業者の見解

 [詳細はこちら](#)


- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

 [詳細はこちら](#)

- 6.1 環境影響評価項目の選定

 [詳細はこちら](#)

- 6.2 調査、予測及び評価の手法

 [詳細はこちら](#)


- 6.3 専門家等の助言

 [詳細はこちら](#)


- 第7章 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに、事業者の見解

 [詳細はこちら](#)

- 7.1 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び事業者の見解

 [詳細はこちら](#)

- 7.2 配慮書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

 [詳細はこちら](#)

- 第8章 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

 [詳細はこちら](#)

- 8.1 配慮書における対象事業の内容

 [詳細はこちら](#)

- 8.2 方法書（平成30年8月届出）における対象事業の内容

 [詳細はこちら](#)

- 8.3 配慮書における環境要素毎の評価結果発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容配慮書提出後の事業計画の検討の経緯

 [詳細はこちら](#)

- 第9章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

 [詳細はこちら](#)

- 要約書

 [詳細はこちら](#)

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和3年9月21日（火）まで）
- (2)当社宛に郵送（令和3年10月5日（火）当日消印有効）

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 洋上風力開発本部 洋上風力開発第3部宛

- 意見書用紙

 [詳細はこちら](#)

説明会の開催について

開催場所・日時

開催場所	日時
八峰町文化交流センター「ファガス」 （山本郡八峰町八森字中浜196-1）	令和3年9月3日（金） 18時00分～19時30分

2021/8/28

ニュース|ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

能代山本広域交流センター
(能代市字海詠坂3-2)

令和3年9月4日(土)
10時30分～12時00分

開催場所(1)

八峰町文化交流センター「ファガス」
(山本郡八峰町八森字中浜196-1)

日時

令和3年9月3日(金)
18時00分～19時30分

開催場所(2)

能代山本広域交流センター
(能代市字海詠坂3-2)

日時

令和3年9月4日(土)
10時30分～12時00分

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、延期または中止の可能性があります。

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

洋上風力開発本部 洋上風力開発第3部 担当：岩澤、馬場

電話 03-6455-4900 (代表)

(土・日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時まで)

(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業 | 美の国あきたネット

(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業

2021年08月20日 | コンテンツ番号 30736

(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価の概要

項目名	内容	
事業名	(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業	
事業者	合同会社八峰能代沖洋上風力	
事業の種類	風力発電所の設置 (洋上)	
対象法令等	環境影響評価法	
事業実施場所	秋田県能代市及び八峰町の地先海域	
関係地域	能代市、八峰町	
事業の規模	出力 最大約36万kW	
配慮書	公表日	平成29年12月25日
	縦覧期間	平成29年12月26日～平成30年1月30日
	縦覧場所	能代市役所行政情報コーナー 八峰町役場企画財政課企画係カウンター
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト (公開終了しました)
	意見提出期限	平成30年1月30日 (当日消印有効)

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/30736>

1/5

項目名		内容
	知事意見	平成30年3月26日(添付資料のとおり)
方法書	公告日	平成30年8月12日
	縦覧期間	平成30年8月13日(月)～平成30年9月12日(水)
	縦覧場所	能代市役所行政情報コーナー 八峰町役場企画財政課企画係カウンター
	説明会の場所・日時	(1) 能代山本広域交流センター ①平成30年9月8日(土) 午前10時30分から午後12時 ②平成30年9月8日(土) 午後2時から午後3時30分 (2) 八峰町文化交流センター「ファガス」 平成30年9月9日(日) 午前10時から午前11時30分 (3) 峰浜地区文化交流センター「峰栄館」 平成30年9月9日(日) 午後3時30分～午後5時
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト(公開終了しました)
	意見提出期限	平成30年9月26日(当日消印有効)
	意見数	6通(54件)

項目名		内容
	知事意見	平成31年1月16日
方法書 (再実施)	公告日	令和3年8月20日
	縦覧期間	令和3年8月20日(金)～令和3年9月21日(火)
	縦覧場所	能代市役所 行政情報コーナー 八峰町役場 企画財政課
	説明会の場所・日時	(1) 八峰町文化交流センター「ファガス」 令和3年9月3日(金) 午後6時から7時30分 (2) 能代山本広域交流センター 令和3年9月4日(土) 午前10時30分から12時
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	意見提出期限	令和3年10月5日(当日消印有効)
	意見数	
	知事意見	
準備書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	

項目名		内容
	インターネットによる公表	
	説明会開催日・場所	
	意見提出期限	
	意見数	
	公聴会開催日・場所	
	知事意見	
評価書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
事業着手	事業着手日	
	事業終了時期(予定)	
事後調査報告書	提出日	
	公表方法等	

ダウンロード

- ・ [配慮書知事意見](#)
- ・ [方法書知事意見](#)

(仮称)八峰能代沖
洋上風力発電事業

**環境影響評価方法書の
縦覧および説明会を行います**

合同会社八峰能代沖洋上風力が計画する、洋上風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧や説明会を行います。

●縦覧について

期間 8月20日(金)～9月21日(火)
縦覧場所 本庁舎行政情報コーナー
(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

※電子縦覧(<http://reco.jp>)も意見書の提出 住所、氏名、意見(理由)を記載し、縦覧場所に備える意見書箱に投函するか、10月5日(火)までに問合せ先に郵送(当日消印有効)

●説明会について

日時 9月4日(土)
午前10時30分～正午

場所 能代山本広域交流センター
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、延期または中止になる場合があります。

問合せ 〒106-0032 東京都港区六本木六丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー15階
☎03・6455・4900
(土日祝日を除く午前9時～午後5時、担当/岩澤・馬場)

能代市広報「広報のしろ」

(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧と説明会の開催

環境影響評価法に基づき、(仮称)八峰能代沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧と説明会を左記のとおり開催します。

事業者

名称…合同会社八峰能代沖
洋上風力

代表者氏名…代表社員 ジヤパン・リニューアブル・エナジー株式会社
職務執行者 中川隆久
事務所の所在地…〒106-0032 東京都港区六本木六丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

対象事業

名称…(仮称)八峰能代沖

洋上風力発電事業
種類…風力(洋上)

規模…発電所出力最大36万kw

実施区域 秋田県能代市沖

合および山本郡八峰町沖

縦覧 合

場所・時間…八峰町役場企画財政課(土日祝日を除く開庁時)

電子縦覧…<http://reco.jp>
期間…8月20日(金)～9月21日(火)

説明会

場所…八峰町文化交流センター「ファガス」

※新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み、延期または中止の可能性がります。

日時…9月3日(金)午後6時～7時30分

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所の意見書箱に投函または、10月5日(火)までに左記へ郵送ください。(当日消印有効)

問 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0032 東京

都港区六本木六丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階(☎03・6455・4900 岩澤・馬場)土日祝日を除く午前9時～午後5時

八峰町広報「広報はっぽう」

「(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書 (その2)」

ご意見記入用紙

「(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書 (その2)」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入の上、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函いただくか、下記の間合せ先へ郵送にて送付ください。

<間合せ先> ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 洋上風力開発本部 洋上風力開発第3部
 〒106-0032 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階
 電話 03(6455)4900 午前9時から午後5時まで (担当) 岩澤、馬場

※提出期限：ご意見は、令和3年10月5日(火)までにご提出ください〔当日消印有効〕。

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 ※法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名	
ご 住 所 ※法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地	
方法書についての環境の保全 の見地からの意見 ※日本語により、意見の理由を含 めて記載してください。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。
 注2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使いください。